佐賀県告示第 132 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成25年3月22日から平成25年4月22日まで佐賀県交通政策部道路課及び有明海沿岸道路整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 3 月 22 日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	小城市芦刈町道免字黒木籠 620 番 1 地	平成 25. 3. 30
444 号	先から	
	佐賀市久保田町大字新田字新田 3338番	
	1地先まで	